

今月の
テーマ

“最初が肝心”「新社会人のライフプラン」 ～ 給与明細編 ～

いやはや驚きました…!先月号から給与明細の件について触れたこともあり、その後何人かの人に“給与明細の見方が解りますか?”と投げかけてみたところ、なんと全員が分からないとのことだった。それどころか、ほとんどの方が手取り額しか見ていなかったのである。毎月の変動が無くて、いつも一緒だから見なくても分かるのだったらまだしも、見ようとも分かつてもしていないことには、さすがに驚いた。もっと言えば、源泉徴収票さえも確認したことが無い人もいて、税込年収の意味すら知らない方もいたくらいだ。さらには、住民税の決定通知書を開いてもいないという方もいた。

では、何故に確認しないのだろうか?ほぼほぼ見ても分からないことが共通する原因のようだ。であれば、もはや見ない人に原因があるのではなく、見方の説明をしていない方に問題があると思えない。これは、金融リテラシーを身に付ける以前の問題だ。

かつて、社会保険庁の年金記録に大量の

記録漏れなどが発生し、その確認のため年金特別便なるものが発送された。しかし、届きはしたものの、それが正しいのか誤りなのかさえ判断されずに、放置した方も多くいたようだ。そう、それを見る術を持たなかったことと、そして、最大の敵は誰も修正しようのない“面倒くさい病”という病だ。

人が行動を起こすには、まずは事実関係が分からなければならない。教育における制度や説明責任の所在を批判するだけでは、何も解決しない。周りのことに関心を払い、自らの知る努力と行動が無ければ、何事も成就しないのだ。近年、下がり続ける国政選挙などの投票率にしてもそうだ。与えられたせっかくの権利を自ら放棄することに他ならない。“情報を持つ者と持たない者”、“行動を起こす者と起こさない者”の格差は無限大に広がることを知って欲しい。“知る”という一歩を踏み出すだけで、全く新しい世界が見えてくるはずだ…。若者よ、“最初が肝心”だ。

Vol. 169

知恵袋

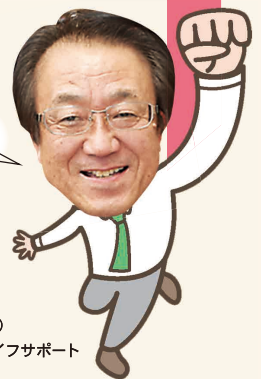
生活

生活に
何かと役立つ
連載コラム

つぶやきがんちゃん

今月も
つぶやき
ます!

つぶやき
がんちゃん



齋藤 廣勝

(さいとう ひろかつ)

株式会社トータルライフサポート
代表取締役

- ・CFP®サーティファイドファイナンシャルプランナー
- ・1級ファイナンシャルプランニング技能士
- ・日本商工会議所 年金・退職金等認定講師
- ・住宅ローンアドバイザー
- ・金融広報アドバイザー

給与明細で見えてくるもの

一口に給与明細とは言っても、その中には様々な情報が詰まっている。給与明細の内容は会社によって書式は異なるし、その内容にも違いはあるものの、基本的な部分については大差がなく、大別すると

① 勤怠

出勤状況は休暇や休憩などの出勤状況のことを指し、社員が何時に出社して何時に退社したか、休憩や休暇はいつ取得したか、残業はどの程度しているかなどを言うが、給与明細への記録に関しては出勤日数、有給休暇、欠勤、遅刻、早退、時間外勤務(残業など)の情報が記載されている。

② 支給内容

基本給・役職手当、資格手当、通勤手当、家族手当、時間外(残業など)

③ 控除内容

「控除」という言葉自体の意味は、「一定金額を差引く」と解されるが、給与明細の具体的な控除の項目は社会保険料(健康保険・厚生年金・雇用保険)と税金(所得税・住民税)の内容になっている。

この様に、給与明細は様々な要素から構成されており、勤怠状況からみて基本給にプラス・マイナスの調整がされる。そして、各人の状況に応じた各種手当が加わり、さらには様々な控除額を差し引いて手取り額となるが、思ったより少ないと思われる原因として挙げられるのが、社会保険料と税金なのである。

給与明細は成績表

出勤状況や個人スキルでの資格手当、はたまた役職手当など、給与明細はある意味では勤労

保険と暮らしの相談センター

あなたの夢の実現へのお手伝い!!

相談
メニュー

- ✓ 家計の総合診断(ライフプラン)
- ✓ 保険加入・見直し(生命保険・損害保険)
- ✓ 住宅取得、住宅ローンの見直し
- ✓ 子どもの教育資金計画
- ✓ 年金・老後資金計画

お気軽にご相談ください。

株式会社 トータルライフサポート

〒010-0916 秋田市泉北3丁目17-22
● 営業時間 / 9:30~18:00(土・日・祝9:30~17:00)
● 定休日 / 水曜日

TEL 018-827-7611

Fax 018-827-7610

URL <http://tls-akita.co.jp>



詳細はホームページでも
ご覧いただけます。

における成績表と言えるかもしれない。また、引かれているものの正体も知らなければならぬ。所得税や住民税の負担がどれだけのものかを知ることは、「ふるさと納税」や「iDeCo」の活用により、家計の節約や税負担の軽減につながっていく。

部門名	経理	社員No.	2	氏名	秋田 太郎 殿
労働日数	出勤日数	有給休暇日数	慶弔休暇日数	差引支給額	
22	21			156,200	
勤怠	欠勤日数	遅刻回数	早退回数	超過時間	
	1	1		0	
支給	基本給	役職手当	資格手当	家族手当	時間外手当
	200,000				10,000
					通勤手当
					10,000
					不労控除
					10,000
					総支給額
					200,000
控除	健康保険(介護)	健康保険(健保)	厚生年金	雇用保険	社会保険料計
		9,860	18,300	1,200	29,360
	生命保険料	財形貯蓄	互助会費		積立金
					返済
					所得税
					3,700
					住民税
					10,740
					控除計
					43,800

控除の項目と金額

給与明細の中でも、最も気にして欲しい部分は控除に関するものだ。先に述べたように、控除されるものは

【社会保険料】健康保険・厚生年金・雇用保険

【税金】所得税・住民税

が主なものだ。知るべき内容はこれらがどういった目的のために、どういった根拠で金額が決定しているのか。これだけでも面倒くさく思っている方も少なくないと思

うが、知らなければならぬものと思っただきたい。

健康保険(社会保険)とは

【目的】健康保険は、医療機関を受診した際に、窓口で医療費の3割(原則)を支払い、残りを健康保険(保険者)が負担してくれる制度だ。普段何気なく医療機関で診察を受けた場合に健康保険証を提出しているが、ただそれだけでは、ないことを知っておかなければならない。さらに、サラリーマンなどが病気やケガによって仕事を休み、会社から報酬が払われない場合に、被保険者とその家族の生活を保障することを目的とした制度として「傷病手当金」がある。一定の報酬に基づく平均値の3分の2が支払われるもので、所得補償的な役割も果たしている。【運営主体】「健康保険組合」と「全国健康保険協会(協会けんぽ)」の2種類に分かれる。

【健康保険料】保険料は明細書に記載されている通り、毎月の給料から天引き(控除)という形で誰もが支払っている。その保険料がどう決まっているのか、はたまた制度自体の説明もほとんど受けていないのが現状だ。具体的な保険料は標準報酬月額額の9.86%で、40歳から64歳までの人はこれに1.82%が加わり11.86%になる。40歳未満で標準報酬月額が20万円の場合の保険料は1万9720円となるが、この金額が本人負担になるのではなく、本人負担が9860円、会社も同額の9860円の負担となり、本人と会社が折半という形で支払われている。給与明細書への記載はなしのもの、会社は福利厚生費とし

て本人と同額を支払っていること考えれば、大きい金額だ。そして、今後も給料が増えるにつれ、保険料負担が増えていくことを覚えていたいただきたい。

厚生年金とは

日本の公的年金制度は、国民年金(基礎年金)と厚生年金とがある。厚生年金は、原則として会社員や公務員など、組織に雇用されている人が加入するものである。厚生年金への加入者の中には、自分の加入している年金は厚生年金なので国民年金には加入していないし、保険料も払っていないという方もいたりするが、国民年金(基礎年金)は原則20歳から60歳になるまでの間、国民の誰もが加入するものである。よって、厚生年金に加入する会社員・公務員の方は、その2つの年金制度(2階建て)に加入していることになる。

【目的】公的年金は、国の社会保険制度の1つとして、社会全体で高齢者等の生活を支える制度である。公的年金は老後の所得保障の柱としての役割を果たしているもので、老後生活のための基礎とも言えるものだ。さらには、老後生活費だけではなく、万が一障害を負った場合や家族を残して死亡した場合には、障害年金や遺族年金の役割を果たしており、ある意味、生命保険的な機能も併せ持っている。であれば、個人で加入する生命保険の新規加入や見直しの際には、無駄・過大な保険料を払わないためにも、保険種類や保障金額の決定の前に社会保険(健康保険・公的年金)の仕組みを理解することが大前提なのである。

健康保険料と同様に、一定の保険料率が定められており、一律18.3%となっている。その負担は、健康保険と同様に本人と会社とが折半という形になっている。標準報酬月額(上限65万円)が20万円の場合の保険料は3万6600円にもなるが、本人と会社で折半となるため、本人負担額・会社負担額共に1万8300円となる。そして、健康保険料と同様に給料が増えるにつれ、保険料負担が増えていくこととなる。

雇用保険とは

雇用保険とは、日本における雇用保険法に基づく、失業・雇用継続等に関する保険の制度である。失業などにより、所得を得られなくなった労働者が、その先、職業に就くための教育訓練を受けた場合や、子どもを養育するために休業をした場合など、生活及び雇用の安定を図ることを目的として、失業等給付及び育児休業給付をするものである。

【保険料】こちらは、一定の料率が一般事業所、建設業、農林水産業・清酒製造業等に定められており、一般事業所の場合は1.55%となっている。その負担割合は健康保険などとは違い折半ではなく、事業主負担は0.95%、本人負担は0.6%となっている。本人の負担額は、賃金(残業手当などを含む)に0.6%を乗じて計算するので、賃金総額が20万円だとすると1200円となる。

来月号は

ここまでは、控除となる社会保険について説明したが、引き続き控除される税金について解説することとする。